平成２９年（フ）第４６号
長野県上田市緑が丘１丁目26番15号　県住M12―303号
債務者　伊東千津子
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第４７号
長野県上田市上田原1246番地８　城田貸住宅２号
債務者　狩野マユミ（旧姓小平）
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第１１３号
長野県塩尻市大字大門1040番地７
債務者　野底　憲勝
1　決定年月日時　平成29年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１７９号
岐阜県羽島郡岐南町野中３丁目22番地（ラ・プエルタ・フェリス　105号室）、前住所岐阜県羽島郡岐南町三宅５丁目388番地の１
債務者　住吉　綾子
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第７００号
名古屋市南区中江２丁目２番21号
債務者　小野田　誠
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９０８号
名古屋市北区若鶴町175番地　ウエストパーク楠406号
債務者　間瀬　和広
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９４９号
名古屋市守山区大森３丁目503番地　クレスト・スリー103号
債務者　浅井富久子
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１６号
三重県津市桜橋３丁目55番地１　桜橋ハイツ305
債務者　前川　　学
1　決定年月日時　平成29年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１１７号
三重県津市桜橋３丁目55番地１　桜橋ハイツ305
債務者　前川　莉乃
1　決定年月日時　平成29年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２０３号
兵庫県姫路市大津区北天満町95番地
債務者　平木孝雄こと　李　　孝雄
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２８０号
兵庫県加古郡播磨町古田２丁目８番１号　レオネクストイデアーレはりま201号
債務者　小倉　龍弥
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２８３号
兵庫県姫路市白国４丁目14番19号
債務者　石田　博也
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２８５号
兵庫県高砂市米田町米田182番地の７
債務者　北川　隆弘
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２８８号
兵庫県姫路市野里94番地
債務者　宮本　朋子
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第９８号
奈良県橿原市醍醐町436番地の１　ナッシュエイ85　203号室
債務者　リンパオイルトリートメントサロン水木こと　堀井　良子（旧姓玉崎）
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１２７号
奈良県磯城郡川西町大字下永253番地
債務者　福田　容子
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第４０９号
広島市東区戸坂出江２丁目５番45―102号
債務者　南　　健
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５６号
広島県呉市広杭本町11番６号
債務者　内山　綾也
1　決定年月日時　平成29年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
広島地方裁判所呉支部